

こ成基第 65 号
令和 5 年 7 月 13 日

各 都 道 府 県 知 事
各 指 定 都 市 ・ 中 核 市 市 長 殿

こども家庭庁成育局長

刑法の改正等に伴う保育士の欠格事由の追加等について

保育士については、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 18 条の 5 で欠格事由について規定されるとともに、法第 18 条の 19 で登録の取消事由について規定されているところです。また、国家戦略特別区域限定保育士についても、国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号）第 12 条の 5 第 4 項及び同条第 8 項において準用する法第 18 条の 19 で同様に規定されているところです。

本年 6 月 23 日に「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律」（令和 5 年法律第 66 号。以下「刑法等一部改正法」という。）及び「性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律」（令和 5 年法律第 67 号。以下「性的姿態撮影等処罰法」という。）が、本年 7 月 5 日には「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」（令和 5 年政令第 235 号）及び「性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」（令和 5 年政令第 236 号）が、それぞれ公布され、当該各法令について本日 7 月 13 日に施行されました。両政令により児童福祉法施行令（昭和 23 年政令第 74 号）第 4 条及び国家戦略特別区域法施行令（平成 26 年政令第 99 号）第 6 条が改正されるなどしています。

また、これらに伴い、「保育士による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針について」（令和 5 年 3 月 27 日付け子発 0327 第 5 号厚生労働省子ども家庭局長通知）を併せて改正し、本日より適用することとします。

については、本改正の概要及び留意事項は下記のとおりですので、内容を十分御了知の上、貴管内の施設に対して遅滞なく周知するとともに、各都道府県知事におかれては、管内市区町村に対して周知し、その運用に遺漏のないよう配慮願います。

なお、本通知の内容は、法務省刑事局と協議済であるとともに、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

第一 改正の概要

1 児童福祉法施行令第4条及び国家戦略特別区域法施行令第6条について

保育士の欠格事由について、法第18条の5第3号及び国家戦略特別区域法第12条の5第4項第3号の「児童の福祉に関する法律の規定」として、下記の罪について規定する、刑法等一部改正法による改正後の刑法第182条及び性的姿態撮影等処罰法第2条から第6条までのうち第2条第1項第4号及び第5条第1項第4号に係る部分の規定が追加されること。

(1) 新刑法第182条関係

16歳未満の者に対して下記①から③までのいずれかの行為を行うこと。

① わいせつの目的で、下記アからウまでのいずれかの手段を用いて面会を要求

ア 威迫・偽計・誘惑

イ 拒まれたのに反復

ウ 利益供与又はその申込みや約束

② ①の結果、わいせつの目的で面会

③ 性交等をする姿態、性的な部位を露出した姿態などをもってその映像を送信することを要求

(2) 性的姿態撮影等処罰法第2条から第6条まで関係

① 正当な理由（※1）がないのに16歳未満の者の性的姿態等（※2）を撮影

② ア又はイの行為

ア ①の撮影又は⑤の記録による性的姿態等の画像（性的影像記録）を提供

イ 性的影像記録を不特定・多数の者に提供又は公然と陳列

③ ②をする目的で、性的影像記録を保管

④ 不特定・多数の者に、正当な理由（※1）がないのに16歳未満の者の性的姿態等の影像を影像送信（ライブストリーミング）

⑤ ④により影像送信された性的姿態等の影像を、情を知って記録

※1 例えば、こどもの生活の様子を保護者に伝えるために遊びの場を撮影する場合、自園の保護者のみが視聴できるようにした上でそうした影像を影像送信する場合、けがや病気に際して保護者や医師に症状を伝えるために、あるいは、虐待のおそれがあるときに記録のために撮影する場合等は、一般的には、「正当な理由」があると考えられる。

※2 性的な部位（性器・肛門・これらの周辺部、臀部又は胸部）、身に着けている下着のうち現に性的な部位を直接・間接に覆っている部分、わいせつな行為・性交等がされている間における人の姿をいう。

なお、刑法等一部改正法による改正後の刑法及び性的姿態撮影等処罰法に規定する上記以外の罪（不同意わいせつ等）を含め、禁錮以上の刑が処せられた者については、法第18条の5第2号及び国家戦略特別区域法第12条の5第4項第2号に該当するため、欠格事由の対象となるので留意すること。

2 児童生徒性暴力等について

保育士の登録の取消事由について、刑法等一部改正法及び性的姿態撮影等処罰法の附則により「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」（令和3年法律第57号。以下「教育職員性暴力等防止法」という。）第2条第3項に規定する「児童生徒性暴力等」に、刑法等一部改正法による改正後の刑法第182条の罪及び性的姿態撮影等処罰法第2条から第6条までの罪（教育職員性暴力等防止法第2条第2項に規定する「児童生徒等」（※）に係るものに限る。）に該当する行為が追加されること。

※以下に掲げる者をいう。

- ① 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園に在籍する幼児、児童又は生徒
- ② 18歳未満の者（①に該当する者を除く。）

第二 留意事項

(1) 保育所等がその管理するこどもの性的姿態等の画像を使用するに当たっては、正当な理由があつて撮影されたものであつても、撮影者や掲載者の意図にかかわらず、わいせつな目的で利用される場合があることに十分に配慮し、その態様や閲覧可能な者の範囲等が適切なものとなるよう特に慎重に検討すること。

(2) 保育所等において保育士がこどもの様子を撮影・記録等するに当たっては、保育所等の管理下において適切に行う必要があること。

(3) 欠格事由等の該当有無の確認に当たっては、申請書に加えて、保育士の登録を受けようとする者に、必要に応じ、判決書の提出を求めること等により詳細な確認を行うことが考えられること。

なお、欠格事由等に該当するおそれがあるものの、本人から判決書の提出がなされないなど事実関係の特定が困難な場合には、都道府県知事は、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第6条の34の2に基づく確認を行うため、例えば、保育士の本籍地の市町村に対し、保育士の犯罪の経歴に関する情報の照会を行うとともに、必要に応じ、刑事確定訴訟記録法（昭和62年法律第64号）に基づき、保管記録について、地方検察庁に対して閲覧・謄写の請求・申出を行うことも考えられること。

(4) そのほか、保育士の登録や登録の取消しに当たっては、関係法令や、「保育士登録の円滑な実施について」（平成15年12月1日付け雇児発第1201001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）、「保育士登録の取消しに関する事務について」（平成30年3月20日付け子発0320第5号厚生労働省子ども家庭局長通知）、「保育士による児童生徒性暴力等の防止等に関

する基本的な指針について」(令和5年3月27日付け子発0327第5号厚生労働省子ども家庭局長通知)等により、その運用に遺漏なきようにすること。

(添付)

- 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(令和5年政令第235号)
- 同 新旧対照表
- 「性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」(令和5年政令第236号)
- 同 新旧対照表
- 「保育士による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」新旧対照表
- 「保育士による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針について」(令和5年3月27日付け子発0327第5号) ※改正後全文

(参考)

- 「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律」等の関係資料(法務省ホームページ)
https://www.moj.go.jp/keiji1/keiji12_00200.html